

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	福島県棚倉町

棚倉町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 棚倉町 産業振興課
所在地 福島県東白川郡棚倉町
大字棚倉字中居野 3 3 番地
電話番号 0 2 4 7 - 3 3 - 2 1 1 3
F A X 番号 0 2 4 7 - 3 3 - 3 7 1 5
メールアドレス sangyoushinkou@town.tanagura.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	福島県東白川郡棚倉町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水 稲	1 2 6 千円 1 2 a
計		1 2 6 千円 1 2 a

(2) 被害の傾向

○イノシシ イノシシは主に近津地区・山岡地区・高野地区などの山間部に接する集落に出没し、被害の多くは水稻で、田植えの時期（4月の下旬から5月中旬）から7月中旬に苗や株の踏み倒し等の被害が多く見られる。また、近年では棚倉地区・社川地区でも水稻被害が発生している。 その他、ジャガイモ・長芋などのイモ類（4月～5月）の野菜の食害や踏み倒しの被害がみられる。
--

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）
イノシシ	1 2 6 千円 1 2 a	8 0 千円 8 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣の捕獲は棚倉町鳥獣被害対策実施隊へ依頼してきた。捕獲手段は銃器、はこわな及びくくりわなによる。	狩猟免許更新者や捕獲者の高齢化。また、福島原発事故により、野生鳥獣から放射性物質が検出されたため、狩猟免許更新者や捕獲者の数が減少してきている。
防護柵の設置等に関する取組	農家が自主的に侵入防止柵を設置するよう協力を依頼してきた。また、町で電気柵を購入し、地区に貸し出す形で設置を行っている。	鳥獣被害対策については、今後、地域の協力が不可欠であり、特に農家が自主的に侵入防止柵等の被害防止対策を講じられるよう、住民の理解を求めていく必要がある。

生息環境管理その他の取組	なし	原発事故による作物の風評被害や価格の下落に伴う耕作者の減少、担い手不足等による耕作放棄地の増加により、耕作地の管理が十分に出来ず、有害鳥獣の生息域が拡大してきたため耕作放棄地の解消が必要である。
--------------	----	---

(5) 今後の取組方針

<p>有害鳥獣の捕獲体制の整備を行う。</p> <p>イノシシの被害防止に向けて、引き続き有害鳥獣の「捕獲」、侵入防止柵の設置による「被害防除」、緩衝帯の設置などの「生息環境管理」の3つの項目について以下の計画により推進する。特に捕獲については、担い手の確保・拡充をしつつ、有害捕獲・狩猟等により効率の高い方法の確立を目指す。</p> <p><今後の計画></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 捕獲の担い手及び狩猟者の育成。 ② 狩猟期間中の狩猟者への協力依頼。 ③ 捕獲者に対し、補助金を活用し、報償金等を利用した被害防止対策の推進。 ④ 農家に対し侵入防止柵の設置の協力依頼。 ⑤ 鳥獣被害防止対策総合交付金事業を活用し、被害の顕著な地域に電気柵を設置 ⑥ 耕作放棄地の農地斡旋 ⑦ 雑木の除去、刈り払いなどの森林環境整備及び緩衝帯の設置 ⑧ 広報等による鳥獣被害防止に関する情報提供

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>平成28年度から棚倉町鳥獣被害対策実施隊が発足し、町長から任命された棚倉町鳥獣被害対策実施隊員により組織された。</p> <p>捕獲については、棚倉町と棚倉町鳥獣被害対策実施隊の隊長が捕獲時期、捕獲場所等について協議し、実施する。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年	イノシシ	<ol style="list-style-type: none"> 1 捕獲に関する取り組みを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲者に対し報償金を支給する。 ・ はこわな、くくりわなを購入し、貸出しを行う。 2 捕獲の担い手確保に関する取り組みを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙等による狩猟に関する情報提供、啓発活動を行う。

令和5年	イノシシ	<ol style="list-style-type: none"> 捕獲に関する取り組みを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 捕獲者に対し報償金を支給する。 はこわな、くくりわなを購入し、貸出しを行う。 隣接市町村との情報交換会を開催する。 捕獲の担い手確保に関する取り組みを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 銃猟免許取得に関する研修会の参加を支援する。
令和6年	イノシシ	<ol style="list-style-type: none"> 捕獲に関する取り組みを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 捕獲者に対し報償金を支給する。 はこわな、くくりわなを購入し、貸出しを行う。 捕獲方法に関する研修会を実施する。 捕獲の担い手確保に関する取り組みを行う。 <ul style="list-style-type: none"> 銃猟免許取得に関する研修会の参加を支援する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシについては福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画の基準による。 捕獲計画頭数 200頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画の基準による。 捕獲計画頭数 200頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画の基準による。 捕獲計画頭数 200頭

捕獲等の取組内容
<p>イノシシは、はこわな・くくりわな及び銃器による捕獲を実施する。(4月～3月)</p> <p>捕獲は、人的被害の恐れのある個体及び農作物の被害が大きい地区を重点的に実施することとし、安全かつ効果的な捕獲を行うため、地域住民からの情報や理解を得ながら、有害鳥獣の行動を把握し、必要最低限の捕獲を行う。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	鳥獣被害防止総合交付金事業を活用し、被害の顕著な地域において電気柵（2段）を設置。 延長 2, 200m	鳥獣被害防止総合交付金事業を活用し、被害の顕著な地域において電気柵（2段）を設置。 延長 2, 200m	鳥獣被害防止総合交付金事業を活用し、被害の顕著な地域において電気柵（2段）を設置。 延長 2, 200m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	・地域住民による電気柵周辺の草刈及び電気柵の支柱、線等の点検	・地域住民による電気柵周辺の草刈及び電気柵の支柱、線等の点検 ・経年劣化している電気柵の調査	・地域住民による電気柵周辺の草刈及び電気柵の支柱、線等の点検 ・経年劣化している電気柵の再設置の推進

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年	イノシシ	・地域住民からの情報収集 ・被害状況調査と情報の提供 ・地域住民に対し広報等により鳥獣被害防止に関する情報を提供する。
令和5年	イノシシ	・地域住民からの情報収集

		<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況調査と情報の提供 ・耕作放棄地の農地幹旋や農地の維持管理を促す。 ・地域住民に対し広報等により鳥獣被害防止に関する情報を提供する。
令和6年	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の農地幹旋や農地の維持管理を促す。 ・地域住民に対し広報等により鳥獣被害防止に関する情報を提供する。 ・被害が多い地域の雑木の除去、刈り払いなど森林環境の整備及び緩衝帯の設置を地域住民に促す。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
棚倉町産業振興課	被害防止の為に電気柵等の貸与、実施隊への連絡
福島県猟友会棚倉分会	有害鳥獣の捕獲の実施（狩猟期間中）
棚倉町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲の実施
福島県警棚倉警察署	捕獲活動に関する助言及び指導を行う
福島県県南地方振興局	鳥獣保護管理、狩猟に関する助言及び指導を行う
東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会	町村にまたがる広域での有害鳥獣捕獲が必要な場合に対応する。

(2) 緊急時の連絡体制

棚倉町産業振興課有害鳥獣担当職員が産業振興課長からの指示を受け、棚倉町鳥獣被害対策実施隊長、福島県猟友会棚倉分会長、福島県警棚倉警察署及び福島県県南地方振興局また、町村をまたぐ広域での被害が想定される場合は東白川地域鳥獣被害防止広域対策協議会

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適切に処理する。
 なお、今後、鳥獣用の焼却施設の設置について検討する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	当町全域に、国からの出荷制限指示が出されており、当面の間捕獲した対象鳥獣の利用は困難である。
----	--

ペットフード	なし
皮革	なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	なし

(2) 処理加工施設の実施体制に関する事項

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制に関する事項

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	
構成機関の名称	役割
棚倉町産業振興課	鳥獣害実態の把握等、協議会の事務局、協議会に関する連絡調整
棚倉町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲の実施等
福島県猟友会棚倉分会	有害鳥獣の捕獲行為に関する助言
鳥獣保護管理員	鳥獣保護区等での捕獲行為に関する助言及び指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
棚倉森林管理署	国有林での有害鳥獣関連情報の提供
福島県県南地方振興局 県民環境部	有害鳥獣の捕獲行為に関する助言及び指導
福島県県南農林事務所 農業振興普及部	農作物の被害対策に関する助言及び指導
福島県県南農林事務所 森林林業部	森林管理、森林整備、緩衝帯の設置等の助言及び指導
棚倉警察署 地域課	住宅地等生活被害発生時の助言
J A 東西しらかわ棚倉支店	被害農作物の情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

棚倉町鳥獣被害対策実施隊は、棚倉町鳥獣被害対策実施隊設置要綱により隊長以下

30名以内の隊員によって組織し、本被害防止計画に基づき対象鳥獣の捕獲及び駆除をはじめとした活動を行う。令和4年度は、隊長（棚倉町産業振興課長）、公募による隊員で組織し、鳥獣被害対策にあたる。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし